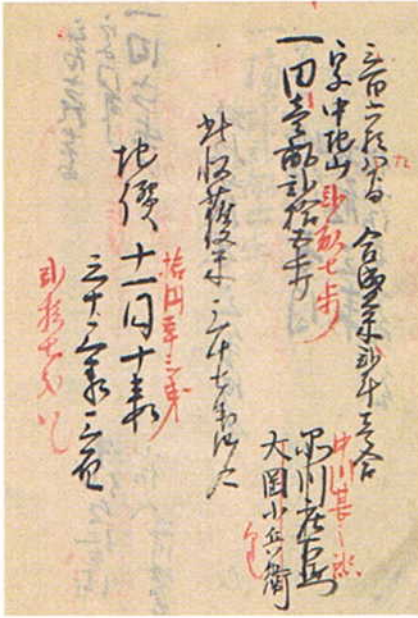


昭和の小作料

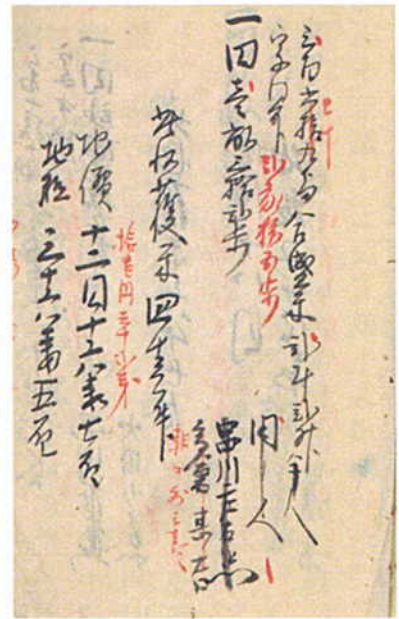
昭

和十五年の小作料の明細が残っている。示野畔・中知山・四郎兵澤・村中島での十三筆分である。金戸の中知山と村中島については明治八年土地原簿と面積・小作料（合盛米）が同じである。中知山三六九番地では、田二畝一五歩の此収穫米が三斗七升四合であり、小作料（合盛米）は二斗一合となっている。昭和十五年の小作料明細でも数値は同じで年貢率は五三・七%であり変わらない。

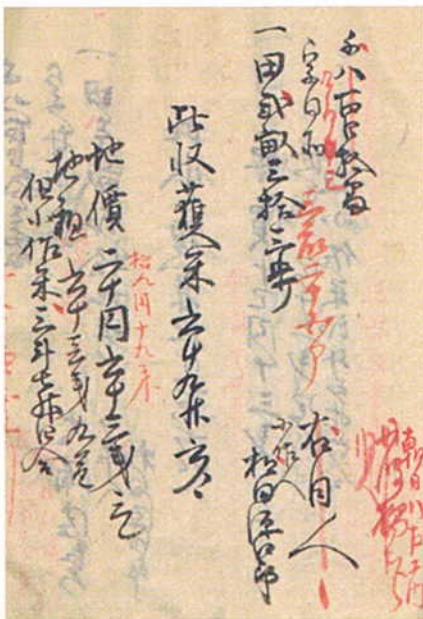


三七一番地でも三畝二一歩の収穫米が六斗七合であり、小作料は三斗二升六合である。率も同じく五三・七%で

ある。他も同じなので中知山の小作料は五三・七%であった。



村中島の壺千九百参番地では、田三畝二五歩の此収穫米が六斗九升六合である。小作料は三斗七合四合で率にして五三・七%である。壺千九百四番地も田二畝一三歩の収穫米が四斗七升七合に対して小作料が二斗五升六合なので、率にして同じく五三・六六%であり近似する。



千福の示野畔や四郎平澤も収穫量は

不明であるが金戸より低かったと云うが、金戸は他村に比べて極端に高く搾取されていたとは云えない。

明治八年の土地原簿の数値と昭和十五年と単純に比較できないが、六五年後の稲作技術や肥料の進歩を考えると収穫量は格段に増加している。しかし収穫量や小作料が五三・七%と明治八年と変わらないのは不思議である。

金戸では小作料争議が小作料が問題ではなかったことが明治八年と昭和十五年の小作料の比較で明かであり、小作料以外の問題が原因であったことが分かってくる。

大酒飲み

金

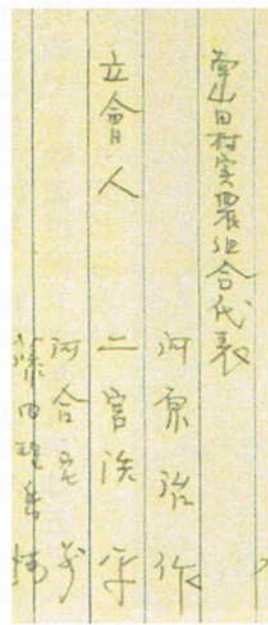
戸の争議は「中地山百姓」といわれた品川賢守・梅本又三郎・梅本六兵衛・山本太佐・竹山藤三郎などが張本人といわれるが、他に中仙道・畠島・森井なども参加していたようだ。概して大酒のみであり、初めは酒飲みが起こした争議とうけとめられていたようだ。酒飲みの暴挙は正義感とか社会時流というよりは、隣の福光の西太美村で争議が起こったから、常日頃の不満が「俺たちもやるぞ」という発想であったようだ。

争議の争点は小作料でなくて小作権

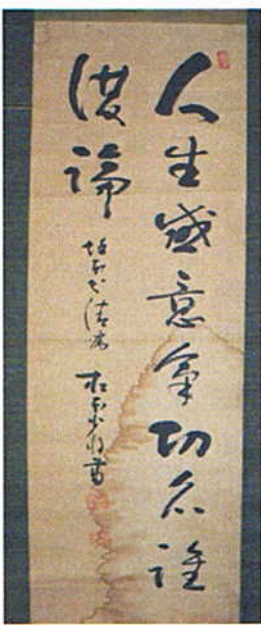
の確立にあった。城端で一番に権利闘争を起こしたのは、実は画期的なことであり誇るべきことなのである。

この争議を東のおやつさまは冷静に傍観していたようで、区長も積極的になかったと云われている。

寺の本堂が闘争本部で杉本与四郎が争議の陰の軍師となり、南山田村実農組合の河原治作に調停委任する方法をとったのであった。



調停には調停人が任命されることが規定されており、金戸には松本少将なるものが度々来村しており、その人の書も残っている。断言はできないが、国広の坂本文吉翁は松本少将なるものが調停人であったと云っている。



「人生盛意拿切名詮満論」

坂本文清為 松本少将書

表

向きその中心となつたのは山本太佐（一八七七〜一九四〇）であり、この裁判斗争に法的対処や組織運営の指導に当たったのは城端町の河原治作（一八八九〜一九四四）や野田の山川清一（一九〇一〜一九八八）等であつたといわれている。裁判斗争は地主と小作の調停協定を結ぶことで決着がなつた。永代小作権が確立し私意の土地の取上げはなくなつた。

この城端で最初の小作争議勝訴は、南山田はもとより蓑谷・北野に影響を与え減租米復活などの争議が各地に起こつた。

富山県公文書館に詳細を確認したところ、昭和七年の調停記録が保存されていたが非公開であつた。

小作権は闘い取る権利

明

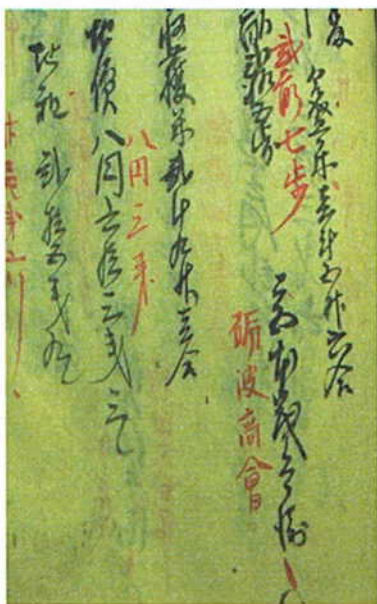
治三十九年に西礪波郡の地主が中心となつて、この地方の小作権が法的に認められていないのを利用して「礪波商会」を作り小作権を侵害することが度々あつた。被害は不明だが土地原簿に「礪波商会」の田が、本所には一筆もないが中知山や沢田島に五十五筆・五反五畝十九歩あつた。

近隣の被害村が反対運動を起こし、各村で小作権が確立されると「礪波商

会」は明治四十三年には倒産した。

金戸が小作争議を闘い、小作権を自ら勝ち取つたことは非常に大きな意味がある。金戸が小作権を得たからといって、近隣の野田や千福が自動的に小作権を得ないので、調停なり裁判をしない村は、昔のままに地主の好きなようににされていた。特に不在地主の多くいた村は、金戸の争議以上に難しいものがあつた。野田などは商人による寄生地主が多くいたので争議すら起きていない。

金戸の小作人が南山田村実農組合代表河原治作に委任闘争したことは、城端地区にとっては画期的なことであつた。たかが大酒飲みの酔つた勢いであつたであろうが、金戸の大酒飲みはただの大酒飲みではなかつたのだ。



土地原簿にある礪波商会